

学生協ニュース

No.24

東北大学学生生活協議会広報委員会

妨害・威嚇行為は日就寮の行動

日就寮が妨害・威嚇行為を大学への「回答」で認めました

学生協ニュースNo.23でお知らせした、平成12年12月11日の学生集団による学生生活協議会審議妨害、および学生生活協議員に対する写真撮影、暴言による威嚇行為は、日就寮生によるものであるとの「回答」が「東北大学日就寮」より本年1月9日付けで提出されました。

回答では、「我々は99年度入寮生の復寮の意志を学生生活協議会に直接、伝えようとしただけで協議員に対して威嚇行為を行ったつもりではない。」とし、さらに「協議員の勧告どおりに我々は退去したにもかかわらず『不法行為』といわれるのは真に遺憾である。」としています。

しかし、そもそも会議場に多人数で押しかけ、扉を叩いて大声で入室を強要し、さらに協議会終了後も建物から出ようとする協議員を取り囲んで写真撮影をし、かつ暴言による威嚇を行うことは退去云々以前の明らかに不法な行為です。また、たとえ加害者としての自覚がなくとも、このような行為は、暴力的に大学の正規の業務を妨げ、脅迫的に要求を認めさせようとするものであり、決して容認してはならないものです。

日就寮に厳重注意

今回の妨害・威嚇行為は、平成12年2月18日に日就寮委員長が入寮募集停止解除の際に提出した「学寮専委員長や事務官の長時間拘束等、国有財産の損壊等への謝罪」および「総長室乱入、法学部教授会乱入事件等の暴力行為等への見解表明」で日就寮委員会が述べている反省、謝罪と見解の内容に反するものです。

このため、学生生活協議会は学寮専門委員会委員長名で、今後このような行動の無いよう厳しく注意するとともに、同様な行為がなされた場合には厳重に対処する旨の文書を、平成13年1月22日、日就寮委員長宛に郵送しました。

2寮への一時的「入寮禁止措置」期間終了後、 入寮願を提出した学生全員の入寮が許可されました

大学の再三にわたる説得や退去勧告にも関わらず平成11年度に有朋寮あるいは日就寮に不法に居住を続け、2寮への一時的「入寮禁止措置」の対象となった学生のうち、平成12年12月19日に入寮禁止期間が終了し、大学に入寮願を提出した者の入寮は許可されました。これで、一時的「入寮禁止措置」の期間はすべて終了し、この措置の対象となっていた学生全員が入寮願を提出し、入寮が許可されました。